

1. 基本情報

- (1) 案件名：国別研修「海上保安機構能力向上」
- (2) 対象国：インドネシア共和国
- (3) 参加者：インドネシア海上保安機構（バカムラ）関係者及びバカムラの調整のもとで、バカムラ以外のインドネシア海上保安機関の職員も参加予定。
- (4) 実施期間：2018年度～2020年度の3年間
- (5) 事業の要約：本案件は、インドネシア共和国の海上保安分野における開発に資するものであり、研修を通じてインドネシアの海上保安能力向上のための人材育成及び組織能力の強化を行い、もって外国違法漁船、密航、密輸等の取り締まり、海難救助、海上で発生する事故や自然災害への対応等、同国の海上保安オペレーションの適切な実施に資するもの。

2. 事業の背景と必要性**(1) 本事業を実施する外交的意義**

インドネシアは、ASEAN最大の人口と国土を有するASEANの中核国であり、世界最大のイスラム人口を抱え、マラッカ海峡を始め重要な海上交通路の要衝に位置し、同国及びその周辺海域の安定は我が国を含むアジア全体の安定と繁栄に不可欠である。また、我が国とは、民主主義や人権、市場経済といった基本的な価値観を共有し、かつ幅広い国民レベルでの長い友好関係を有する長年の戦略的パートナーであるところ、同国に対する支援は極めて重要である。

特に、同国周辺の海域においては、近年、違法漁船の操業、麻薬取引等国境を越える犯罪に従事する船舶の操業等が認められ、海上保安は同国にとって喫緊の課題となっている。これを受け、直近（2017年11月）の「日・インドネシア首脳会談」において、安倍総理より「海上法執行能力向上に向け、海上保安機構（バカムラ）に対する協力も近く開始予定である」旨を先方のジョコ・ウィドド大統領に対して述べたところであり、本案件を速やかに実施する外交的意義は極めて高いと考えられる。

(2) 経緯

インドネシアのジョコ政権は「海洋国家構想」を掲げ、海洋分野における政策に力を入れており、過去の首脳会談等においても海洋分野における日本からの協力に対する期待が示されていた。

バカムラは2014年に前身のバコルカムラ（海上保安調整組織）が組織改編され、これまでの海上保安関係機関間の調整機能に加えて、実働部隊としての法執行機能が付与された。他方で、実働部隊としての経験が浅く、十分な海上法執行能力を有する人材に限られており、人材育成と組織能力の強化が必要とされていた。これらの課題に対し日本の海上保安庁の経験や実績を共有することを念頭に研修を実施する。

(3) 我が国の協力量針等と本事業の位置付け

インドネシアに対する我が国の国別開発協力量針においては「アジア地域及び国際社会の課題への対応能力向上に向けた支援」を重点分野としており、アジア地域の抱える海上安全等への対応能力向上に寄与するための支援を行うこととしている。また、本年1月の安倍総理のインドネシア訪問の際に発表された「戦略的パートナーシップの強化に関する日本・インドネシア共同声明」においても海上安全等における協力の更なる強化及び加速化について言及されており、本件はこれらの方針を具体化するものであり、実施の意義は高い。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本件は、インドネシア共和国の海上保安分野における開発に資するものであり、研修を通じてインドネシアの海上保安能力向上のための人材育成及び組織能力の強化を行い、もって外国違法漁船、密航、密輸等の取り締まり、海難救助、海上で発生する事故や自然災害への対応等、同国の海上保安オペレーションの適切な実施に資するもの。

(2) 事業内容

(イ) 協力期間：2018年度～2020年度の3年間（技術協力：国別研修）

(ロ) 協力方法：

日本及びインドネシアでの研修

●日本での研修

海上保安庁職員による講義、海上保安庁の施設や機材の視察。

1年間に2-3回、1回あたり1週間程度を想定。

●インドネシアでの研修

特定テーマについて、インドネシアにおいて研修やセミナーを行う。

1年間に2-3回、1回あたり3名程度の調査団（JICA および海上保安庁）を1週間程度派遣することを想定。

●バカムラの調整のもとで、バカムラ以外のインドネシアの海上保安機関の

職員も現地研修やセミナー，日本での研修に参加。

(ハ) 協力のテーマ

JICA・海上保安庁とバカムラは，双方協議のもとで，各年の協力テーマを決める（1つか2つ）。JICAの調査団派遣と日本での研修は，決められたテーマに沿って行われる。協力テーマの事例案は以下のとおり。

1) 外国漁船の侵犯操業，密航，密輸，海洋汚染犯罪等 国境を越えた犯罪の取り締まりについて

- ・ 国際法・国内法
- ・ 他省庁との協力
- ・ VBSS（停船措置，訪船，制圧，逮捕）
- ・ 初動捜査（証拠保全）

2) 法執行職員の研修システムについて

- ・ 初任者研修において研修すべき科目
- ・ 業務研修すべき科目
- ・ インドネシアにおけるバカムラ以外の外部研修リソースの活用
- ・ インドネシアの他省庁との合同研修

3) 海上法執行業務のための装備

- ・ 船艇・航空機
- ・ 業務用機材（防護機材等）
- ・ 情報通信機器